

分野	5 運輸関係 (3)自動車の登録・検査	意見・要望提出者	(社)全日本トラック協会 (社)経済団体連合会 石油化学工業協会、個人	
項目	自動車検査証の有効期間の延長			
意見・要望等の内容	(1)車両総重量8トン未満のトラック等の初回の自動車検査証の有効期間が2年に延長されたが、トレーラについても、可能な限り延長すべき。 (2)幼稚園用バスの自動車検査証の有効期間を延長すべき。			
関係法令	道路運送車両法第61条	共管	なし	
制度の概要	<p>自動車は、国土交通大臣の行う検査を受け、有効な自動車検査証の交付を受けていなければ運行の用に供してはならず、車種毎に定められた自動車検査証の有効期間の満了後も引き続き自動車を使用しようとするときは、国土交通大臣の行う自動車検査（継続検査）を受けなければならない。</p> <p>自動車検査証の有効期間は、トラック、バス、タクシー、レンタカー及び幼児専用車は1年、自家用乗用車は初回3年、2回目以降2年となっている。なお、車両総重量8トン未満のトラック及び乗用車のレンタカーについては、初回のみ2年となっている。</p>			
中間公表資料との関係	国土交通省関係116頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期：平成12年5月1日) (1)について	検討中	措置困難 (2)について	その他
規制改革推進3か年計画における記載	【】なし			
<p>(説明)</p> <p>(1)「道路運送車両法の一部を改正する法律」(平成11年法律第66号、平成11年6月4日公布)により、車両総重量8トン未満のトラック(トレーラを含む)及び乗用車のレンタカーの自動車検査証の有効期間について、初回のみ1年から2年に延長した。(平成12年5月1日施行)</p> <p>(2)専ら幼児の輸送を目的とする自家用自動車(幼児専用車)については、事業用のバス、タクシーと同様、極めて高い安全性が必要であり、措置困難である。</p>				
担当局課室名	自動車交通局技術安全部技術企画課 (連絡先)03-5253-8589			

分野	5 運輸関係 (3) 自動車の登録・検査	意見・要望提出者	
項目	自動車の登録に関する申請書の電子化等		
意見・要望等の内容	登録手続の簡素化、負担軽減のため、自動車の登録に関する申請書の電子化等を行う。		
関係法令	道路運送車両法 他	共管	なし（関連：警察庁、総務省、法務省、財務省）
制度の概要	自動車の登録に係る申請は定められた様式のOCR（光学的文字読取装置）シートによることとされているとともに、印鑑証明等一定の書類の添付等が必要である。		
中間公表資料との関係	国土交通省関係 117 頁		
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難 その他
規制改革推進3か年計画における記載			
(説明)	自動車の登録に係る申請については、自動車の保有に係る他の手続（車庫証明、納税等）と併せワンストップサービス化を図るべく、「自動車保有関係手続のワンストップサービス推進関係省庁連絡会議」において検討中であり、この一環として申請書の電子化を行うなど登録手続の簡素化、申請者負担軽減のための方策について検討を行っている。		
担当局課室名	自動車交通局技術安全部管理課（連絡先）03-5253-8588		

分野	5 運輸関係 (3) 自動車の登録・検査	意見・要望提出者	
項目	自動車の登録手続の印鑑証明書の添付の簡素化		
意見・要望等の内容	自動車の登録手続の印鑑証明書の添付について、簡素化すべきである。		
関係法令	自動車登録令第16条	共管	なし
制度の概要	自動車登録申請における印鑑の確認の手段として印鑑証明書の添付を義務付けている。		
中間公表資料との関係	国土交通省関係 118 頁		
状況	措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 (実施(予定)時期：平成13年1月23日)		
規制改革推進3か年計画における記載	1(3)エ b iii) 自動車保有関係手続について、おおむね平成17年を目標に手続の電子化によるワンストップサービス・システムの稼働開始を目指す。このため、おおむね平成15年を目途として、地方公共団体の財政状況等に配慮した上で、特定地域を選定し、システムの実用化に係る試験運用を行う。		
(説明)	登録申請時の印鑑証明書等の添付簡素化については、これまで「自動車の登録事務の取扱いについて」(平成4年4月7日付け自管第29号、以下「平成4年通達」という。)により、自動車販売業者等自動車の登録申請を頻繁に行う者については、登録申請に係る印鑑を簡易な方法で確認することを認めるとともに、その措置を認める期間を最長1年間(延長可能)と定めていたが、今般、登録手続の簡素合理化を図るため、「自動車の登録事務の取扱いの簡素合理化について」(平成13年1月23日付け国自管第2号)により、上述した簡易な確認方法を認める期間を最長1年間と定めた平成4年通達の2.を廃止することとした。		
担当局課室名	自動車交通局技術安全部管理課 (連絡先) 03-5253-8588		

分野	5 運輸関係 (3)自動車の登録・検査	意見・要望提出者	RV輸入協会
項目	けん引自動車及び被けん引自動車に係る車検制度の見直し		
意見・要望等の内容	キャンピングトレーラーのレンタルでの利用に向け、キャンピングトレーラーを予め登録した自動車以外のものでもけん引を可能とするために、個々の自動車に、その自動車がけん引可能な車両の重量の上限を自動車製作者が表示するという欧米型の方式を導入することの可否を含めて、キャンピングトレーラーの登録時の手続きの簡素化について、直ちに検討を開始し、遅くとも12年中には結論を得る。		
関係法令	道路運送車両法施行規則第35条の3	共管	なし
制度の概要	被けん引自動車の自動車検査証備考欄には保安基準への適合性を把握できたけん引自動車の車名及び型式が記載される。		
中間公表資料との関係	国土交通省関係119頁		
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難 その他
規制改革推進3か年計画における記載	【 11(3)ウ 】 トレーラーの自動車検査証にけん引可能な車名・型式を記載する現行制度を維持しつつ、簡素化された代替的な制度として、連結装置を取り付けた自動車について、関係団体から提供されたデータをもとにユーザーから記載事項変更の申請があった場合には、原動機、ブレーキ、連結装置の性能等から求められる最大けん引重量(概ね2トンを超えない範囲)を自動車検査証の備考欄に記載し、その数値を超えない範囲でトレーラをけん引することができるようにするべく、関係団体からのデータ提供方法、けん引に係る関係者間の役割分担の明確化、連結装置の技術的要件等について具体的な検討を行う。		
(説明)	<p>関係者を交え検討を行った結果、以下の方向性が示されたところであり、今後、関係団体からのデータ提供方法、けん引にかかる関係者間の役割分担の明確化、連結装置の技術的要件、実施時期等について具体的な検討を開始する予定。</p> <p>トレーラーの自動車検査証にけん引可能な車名・型式を記載する現行制度を維持しつつ、簡素化された代替的な制度として次の方式でもトレーラーをけん引することができるようにすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 連結装置を取り付けた乗用車等について、関係団体から提供されたデータをもとにユーザーから記載事項変更の申請があった場合には、原動機、ブレーキ、連結装置の性能等から求められる最大けん引重量(概ね2トンを超えない範囲)を自動車検査証の備考欄に記載し、その数値を超えない範囲でトレーラーをけん引することができるようにする。なお、その値を超えない範囲のトレーラをけん引する場合は、トレーラーの自動車検査証へのけん引車の車名・型式の記載は不要とする。 <p>安全なけん引を確保するため、連結方法、連結することによる性能変化等の必要な情報を、ガイドブック等により関係団体がユーザーに広く提供すべきである。</p>		
担当局課室名	自動車交通局技術安全部技術企画課 (連絡先) 03-5253-8589		

分野	5 運輸関係 (3) 自動車の登録・検査	意見・要望提出者	(社)リース事業協会	
項目	企業合併に伴う名義変更事務手続きの特例措置			
意見・要望等の内容	合併の際の名義変更については不要とするか、車検証と合併謄本のみで(委任状・印鑑証明書なしで)処理を可能とすること。			
関係法令	道路運送車両法第13条、自動車登録令第16条	共管	なし	
制度の概要	新規登録を受けた自動車について所有者の変更があったときは、新所有者は15日以内に移転登録の申請をしなければならないとなっており、申請の際には印鑑証明書の添付が義務づけられている。 また、代理人により申請を行う場合には代理権限を証する書面(委任状)が必要となる。			
中間公表資料との関係	国土交通省関係 120 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	該当なし			
<p>(説明)</p> <p>自動車の登録は、「所有権の公証」、「自動車の保有実態の把握」という目的を有していることから、所有者の変更等登録事項に変更があれば申請は必要である。</p> <p>また、登録は本人の意思が重要な要素をなすものであることから、印鑑証明書により所有者本人の意思により当該申請がされたものであることを確認することとしており、特例を設けることはできない。ただし、一括して申請があった場合には、一通の印鑑証明書等を添付することにより処理している。</p> <p>なお、移転登録申請と同時に必要となる自動車検査証の記載事項の変更手続きについては、所有者が申請を行う場合には、自動車検査証を管理している使用者からの委任状の添付を求めているが、これに代わる簡便な方法により取扱うことが可能かどうか検討することとしたい。</p>				
担当局課室名	自動車交通局技術安全部管理課 (連絡先) 03-5253-8588			

分野	5 運輸関係 (3)自動車の登録・検査	意見・要望提出者	個人	
項目	軽自動車の検査			
意見・要望等の内容	軽自動車の性能は普通自動車と変わらない状況となっているため、軽自動車の検査費用を小型自動車と同等とすべきであり、優遇措置をするのはおかしいのではないか。			
関係法令	道路運送車両法関係手数料令	共管	なし	
制度の概要	継続検査を申請する者は、 小型自動車及び検査対象軽自動車は 1,400円 小型自動車及び検査対象軽自動車以外の自動車は、1,500円 を納めなければならないとされている。			
中間公表資料との関係	なし			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	なし			
(説明) 軽自動車の検査にかかる手数料は、小型車と同じ額としており、特別な優遇措置は行っていない。このため、軽自動車の検査費用を小型車と同等とすべきとするのは、事実誤認に基づく指摘である。				
担当局課室名	自動車交通局技術安全部技術企画課 (連絡先) 03-5253-8589			